

# 北海商科大学大学院学則

## 第1章 総則

### (目的及び使命)

第1条 北海商科大学大学院(以下「本大学院」という。)は、「開拓者精神の涵養」という建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、自主的精神に満ちた、グローバル時代に相応しい、東アジア地域の発展に寄与する有為の人材を育成することを目的とする。

### (自己評価等)

第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項については、別に定める。

### (認証評価)

第3条 本大学院は、前条の措置に加え、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

2 前項に関する事項については、別に定める。

### (ファカルティ・ディベロップメント)

第4条 本大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。

### (情報の公表)

第5条 本大学院は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。

### (大学院の課程)

第6条 本大学院に、修士課程及び博士後期課程を置く。

### (修士課程)

第7条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

### (博士後期課程)

第8条 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

### (研究科、専攻、入学定員及び収容定員)

第9条 本大学院修士課程に次の研究科及び専攻を置き、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
商学研究科	ビジネス専攻	5名	10名

2 本大学院博士後期課程に次の研究科及び専攻を置き、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
商学研究科	ビジネス専攻	2名	6名

3 研究科に関する規則は、別に定める。

(標準修業年限及び最長修業年限)

第10条 修士課程の標準修業年限は2年とし、4年を超えて在学することはできない。

2 博士後期課程の標準修業年限は3年とし、6年を超えて在学することができない。

(学年及び授業時間)

第11条 本大学院の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、博士後期課程において特別な事由による場合、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わることができる。

2 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(学期)

第12条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 博士後期課程において特別な事由による場合、前項の学期の開始及び終了を変更することができる。

(休業日)

第13条 本大学院において授業及び研究指導を行わない日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要がある場合は、この限りでない。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

(3) 北海学園創立記念日 5月16日

(4) 夏季休業日 8月1日から9月20日まで

(5) 冬季休業日 12月23日から翌年1月7日まで

(6) 春季（学年末）休業日 2月5日から3月23日まで

2 学長は、研究科委員会の議を経て休業日を変更し、臨時休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。

## 第2章 入学及び転入学

(入学の時期)

第14条 本大学院の入学の時期は、毎年4月とする。ただし、博士後期課程において特別な事由による場合、後期から入学することができる。

(入学資格)

第15条 本大学院の修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第 52 条の大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (3) 大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定(昭和 28 年 2 月 7 日文部省告示第 5 号)で文部科学大臣が指定した者
- (4) 専修学校の専門課程(修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 学校教育法第 68 条の 2 第 1 項の規定により学士の学位を授与された者
- (6) 大学に 3 年以上在学し、本大学院において、所定の科目、単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (7) その他、本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 本大学院の博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(学校教育法第 104 条第 1 項の規定に基づき学位規則(昭和 28 年 文部省令第 9 号)第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者。
- (2) 外国の大学において前号と同等又は同等以上の学力を有する者
- (3) 大学院の入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者の指定(平成元年 9 月 1 日文部省告示第 118 号)で文部科学大臣が指定した者
- (4) その他、本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者(入学の願い出)

第 16 条 本大学院に入学を志願する者は、所定の書類に別表第 3 に定める検定料を添えて、学長に願い出なければならない。再入学及び転入学についても、同じとする。

(転入学)

第 17 条 転入学を志願する者は、前条に掲げるもののほか、現に在学する大学院を置く大学の学長の許可書を添付しなければならない。

(入学の許可)

第 18 条 本大学院に入学又は転入学しようとする者については、選考を行い、研究科委員会の議を経て、合格者を決定する。

2 前項による合格者のうち、指定期日までに、別表第 3 に掲げる入学金等を納入し、所定の入学手続を完了した者に、学長は入学の許可を与える。

### 第 3 章 転学及び留学

(転学)

第 19 条 他の大学院に転学しようとする者は、転学願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第 20 条 学生は、学長の許可を得て、外国の大学院又はそれに相当する教育・研究機関等に留学し、必要な研究指導等を受けることができる。

2 留学を志望する者は、所定の留学許可願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て、学長の

許可を受けなければならない。

- 3 留学期間は、原則として1年以内とする。ただし、研究及び教育上特に必要があると認められるときには、その期間を延長することができる。
- 4 留学期間は、第10条の標準修業年限に算入する。
- 5 留学に関する規程は、別に定める。

#### 第4章 休学、退学、除籍及び再入学

##### (休学)

第21条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により、長期にわたり学修できないとき、その他特別の事由があると認められたときは、休学願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可により、休学することができる。

- 2 前項の休学願には、理由を詳細に記載した書面を添付しなければならない。
- 3 休学は、当該学年限りとする。ただし、特別の事情がある場合には、引き続き1年に限り許可することができる。
- 4 休学期間は、第10条の標準修業年限と同じ年数を超えることはできない。
- 5 休学期間は、標準修業年限に算入しない。
- 6 前項による休学期間中にその事由が消滅したときは、研究科委員会の議を経て、学長の許可により、復学することができる。

##### (退学及び再入学)

第22条 本大学院を退学しようとする者は、理由を明記した退学願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

- 2 休学期間満了前に復学又は休学の願い出がない者については、休学期間満了をもって退学とする。
- 3 前項による退学者が再入学を願い出たときは、研究科委員会の議を経て、学長が許可することができる。再入学に当たっては、第18条の規定に基づき、再入学を許可する。

##### (除籍及び再入学)

第23条 次の各号の一に該当する者については、学長は、研究科委員会の議を経て、除籍するものとする。

- (1) 修士課程にあつては第10条第1項、博士（後期）課程にあつては同条第2項の標準修業年限を超えるとき
  - (2) 死亡したとき
  - (3) 行方不明になったとき
  - (4) 授業料等の納入を怠り、督促を受けて、なお納入しないとき
  - (5) 入学を辞退したとき
- 2 前項第1号、第3号又は第4号により除籍された者が復籍を願い出たときは、第18条の規定を準用して、再入学を許可する。

#### 第5章 教育方法等

##### (授業科目及び単位数)

第 24 条 本大学院に開設する修士課程及び博士後期課程の授業科目及び単位数は、別表第 1 及び第 2 に掲げるとおりとする。ただし、他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき認定単位数を別に定める場合は、この限りではない。

(授業及び研究指導)

第 25 条 本大学院修士課程及び博士後期課程の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。

(指導教授及び副指導教授)

第 26 条 修士課程及び博士後期課程の学生の研究指導に当たるため、各学生に指導教授及び副指導教授を定める。

2 前項の指導教授及び副指導教授は、研究科委員会において定める。

(履修方法等)

第 27 条 研究科における研究指導及び履修に関する規定は、別に定める。

(単位の計算方法)

第 28 条 授業科目の単位計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、15 時間の授業をもって 1 単位とすることを基準とする。

(授業期間)

第 29 条 各授業科目の授業は、15 週にわたる期間を基準として行うものとする。

(授業の方法)

第 30 条 授業は、講義及び演習のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第 31 条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院の授業科目を履修することを認めるものとする。

2 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、修士課程の学生にあっては、10 単位を超えない範囲で、博士後期課程の学生にあっては、6 単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなす。

3 前 2 項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合についても、準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 32 条 研究科において、教育上有益と認めるときは、本大学院に入学した学生が、本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、別に定める認定の基準により研究科委員会の議を経て認定することができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、修士課程の学生にあっては、10 単位を超えないものとし、博士後期課程の学生にあっては、6 単位を超えないものとする。

3 前項の単位は、修士課程の学生にあっては第 10 条第 1 項、博士後期課程の学生にあっては第 10 条第 2 項に定める標準修業年限の短縮を伴わない。

(教育方法の特例)

第 33 条 本大学院は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

## 第6章 課程の修了要件及び学位の授与

### (単位の授与及び評価)

第34条 本大学院においては、所定の授業科目を履修した者に対して試験の上単位を与える。

2 試験は、原則として学年末又は学期末に行う。

3 修士課程及び博士後期課程の学生の試験の評価は、A+、A、B+、B、C+、C及びDの7種とし、A+、A、B+、B、C+、Cを合格とする。

### (修士課程及び博士後期課程の修了要件)

第35条 修士課程の修了要件は、本大学院の修士課程に2年以上在学し、東アジア関連科目のうち2科目4単位、「課題研究演習」4単位及び「特別研究指導演習」6単位を含む30単位（ただし、北東アジアコミュニケーション基礎科目の取得単位を含まない）以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究科が当該修士課程の目的に応じ、本大学院の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。

2 博士後期課程の修了要件は、本大学院の博士後期課程に3年以上在学し、指導教授の「特殊研究」（2単位）、副指導教授の「特殊研究」（2単位）及び指導教授の「研究指導Ⅰ～Ⅳ」（8単位）を含む12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

3 大学院設置基準第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び同第16条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士後期課程の修了の要件については、「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と「3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程における在学期間を含む。）」とする。

### (学位の授与)

第36条 修士課程又は博士後期課程の課程を修了した者には、北海商科大学学位規則の定めるところにより、それぞれ修士又は博士の学位を授与する。

2 本大学院の博士後期課程を修了しない者であっても、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格して、本大学院博士後期課程修了者と同等以上の学力があると認められる場合には、博士の学位を授与することができる。

3 北海商科大学学位規則は、別に定める。

## 第7章 賞罰

### (表彰)

第37条 学生で人物学業ともに優秀な者を、研究科委員会の議を経て、学長が表彰することができる。

### (奨学制度)

第38条 学生育英のため、奨学制度を設ける。

2 奨学生規程は、別に定める。

(個人の秘密を守る義務)

第 39 条 学生は、本大学院の教育等を通して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

2 法令による証人等となり、前項の秘密に属する事項を発表する場合には、あらかじめ学長の許可を得なければならない。

(懲戒)

第 40 条 学生が本大学院の学則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、研究科委員会の議を経て、学長がこれを懲戒することができる。

2 懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力不振で成業の見込みがないと認められる者

(3) 本大学院の教育等を通して知り得た個人の秘密を漏らした者

(4) その他学生としての本分に反した者

## 第 8 章 授業料等、授業料等の免除

(授業料等)

第 41 条 学生は、別表第 3 に掲げる額の入学金、授業料及び教育充実費を、別に定めるところにより、納入しなければならない。

2 特別の事情により、授業料及び教育充実費の納入が困難な場合は、学生は、別に定めるところにより、当該納入金を延納することができる。

3 休学者は、その期間中の授業料及び教育充実費の納入を免除する。ただし、別表による各分納期の途中で休学、退学する場合は、その期の授業料及び教育充実費の納入を免除しない。

(入学検定料等の不返還)

第 42 条 既に納入した入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費は、返還しない。

## 第 9 章 運営組織

(研究科委員会)

第 43 条 研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、授業科目を担当する専任の教員をもって組織する。

3 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

(研究科長)

第 44 条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科の専任教授をもって充て、研究科を統括する。

3 研究科長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 選出方法及び職務については、別に定める。

(研究科委員会の審議事項)

第 45 条 研究科委員会は、研究科に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 研究科の組織に関する事項

- (2) 教育研究の指導に関する事項
- (3) 教員の選考に関する事項
- (4) 学生の入学、転学、留学、休学、退学、除籍、表彰及び懲戒に関する事項
- (5) 試験及び修士論文又は博士論文の審査に関する事項
- (6) その他研究科に関する重要な事項

#### 第 10 章 研究生、委託生、特別聴講学生、科目等履修生及び外国人学生

##### (研究生)

第 46 条 本大学院への入学を目的に特定事項につき研究を行なおうとする者があるとき、又は大学院修士課程、博士後期課程の修了者で、本大学院において特定事項につき研究を行なおうとする者があるとき、学長は、学生の教育に支障がない限り、研究科委員会の選考を経て、研究生として入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が定める。

##### (委託生)

第 47 条 公の機関又は団体等から、本大学院において研究指導を受けさせるため、その職員を委託されたときは、学長は、学生の教育に支障がない限り、研究科委員会の議を経て、委託生として、これを許可することができる。

2 前条第 2 項の規定は、委託生について準用する。

##### (特別科目等履修生)

第 48 条 本大学院において、特定の授業科目を履修する他の大学院の学生があるときは、本大学院の学生の教育に支障のない限り、当該他大学院との協議に基づき、特別科目等履修生としてその履修を認めることができる。

2 前項に定めるもののほか、特別科目等履修生に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が定める。

##### (一般科目等履修生)

第 49 条 本大学院の修士課程の特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、学長は、学生の教育に支障がない限り、研究科委員会の議を経て、一般科目等履修生としてこれを許可することができる。

2 一般科目等履修生が授業科目の試験に合格したときは、証明書を交付する。

3 前項に定めるもののほか、一般科目等履修生に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が定める。

##### (外国人学生)

第 50 条 外国人で第 15 条各号の一に該当する者の入学の願い出があるときは、学長は、研究科委員会の選考を経て、外国人学生として入学を許可することができる。

2 外国人の入学手続については、別に定めるところによる。

##### (受講料等)

第 51 条 研究生、委託生、特別科目等履修生、一般科目等履修生は、別表第 4 に掲げる金額を納入しなければならない。



2 単位互換協定校又は海外との学生交流協定に基づく特別科目等履修生及び外国人学生の検定料、  
入学金、受講料は所定の手続きを経て不徴収とする。

3 外国人学生の納入金は、別表第3及び第4に掲げる金額と同額とする。

(適用除外)

第52条 研究生、委託生、特別科目等履修生、一般科目等履修生及び外国人学生については、この  
章で定めるもののほかは、適用除外項目を除いて、この学則を準用する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

別表 1

## 商学研究科修士課程

授 業 科 目 名		単位数
1. 北東アジアコミュニケーション基礎科目		
	アジア語学専修（中国語）	4 単位
	アジア語学専修（韓国語）	4 単位
	中国文化論特殊講義	4 単位
	韓国文化論特殊講義	4 単位
	日本経済論特殊講義	4 単位
2. 東アジア関連科目		
	東アジア経済論特殊講義	2 単位
	東アジア市場論特殊講義	2 単位
	東アジア地域振興論特殊講義	2 単位
3. 商 学 関 連 科 目		
	商業政策論特殊講義	2 単位
	物流システム論特殊講義	2 単位
	経営分析論特殊講義	2 単位
	流通戦略論特殊講義	2 単位
	国際金融システム論特殊講義	2 単位
	マーケティング特殊講義	2 単位
	税務会計論特殊講義	2 単位
	管理会計論特殊講義	2 単位
4. 観光産業関連科目		
	観光産業論特殊講義	2 単位
	観光振興論特殊講義	2 単位
	観光情報システム論特殊講義	2 単位
	都市景観論特殊講義	2 単位
	観光調査論特殊講義	2 単位
	観光環境論特殊講義	2 単位
	地域開発環境論特殊講義	2 単位
	地域開発システム論特殊講義	2 単位
5. 課題研究関連科目		
	課題研究演習	4 単位
	特別研究指導演習（正・副指導教授）	6 単位
6. 特別講義科目		
	特別講義	2 単位

別表 2

## 商学研究科博士後期課程

授 業 科 目 名		単位数
1. グローバルビジネス研究科目		
	アメリカビジネス特殊研究	2 単位
	東アジアビジネス特殊研究	2 単位
2. コマース・ビジネス関連研究科目		
	マーケティング・流通システム特殊研究 I	2 単位
	マーケティング・流通システム特殊研究 II	2 単位
	交通・物流システム特殊研究 I	2 単位
	交通・物流システム特殊研究 II	2 単位
3. 観光産業振興戦略関連研究科目		
	観光振興政策特殊研究 I	2 単位
	観光振興政策特殊研究 II	2 単位
	地域観光振興特殊研究 I	2 単位
	地域観光振興特殊研究 II	2 単位
4. 研究関連特殊科目		
	研究関連特殊研究 I	2 単位
	研究関連特殊研究 II	2 単位
	研究関連特殊研究 III	2 単位
	研究関連特殊研究 IV	2 単位
5. 研究指導科目		
	研究指導 I	2 単位
	研究指導 II	2 単位
	研究指導 III	2 単位
	研究指導 IV	2 単位

別表 3

(1) 修士課程

区分	研究科	金額
入学検定料	商学研究科	30,000円
入学金	商学研究科	200,000円
授業料	商学研究科	年額 872,000円
教育充実費	商学研究科	年額 100,000円

(2) 第33条に基づく特例学生

区分	研究科	金額
入学検定料	商学研究科	30,000円
入学金	商学研究科	100,000円
授業料	商学研究科	年額 436,000円
教育充実費	商学研究科	年額 50,000円

(3) 博士後期課程

区分	研究科	金額
入学検定料	商学研究科	30,000円
入学金	商学研究科	200,000円
授業料	商学研究科	年額 872,000円
教育充実費	商学研究科	年額 100,000円

(4) 第33条に基づく特例学生

区分	研究科	金額
入学検定料	商学研究科	30,000円
入学金	商学研究科	100,000円
授業料	商学研究科	年額 436,000円
教育充実費	商学研究科	年額 50,000円

入学金の取扱いについては、次のとおりとする。

1. 本学および北海学園大学を卒業後、2年以内に本学大学院修士課程へ入学するときは、入学金を免除する。
2. 本学大学院修士課程修了後、2年以内に博士後期課程へ入学するときは、入学金を免除するが、以前納入した入学金との差額がある場合は、その差額を徴収する。

別表 4

(1) 研究生

区分	研究科	金額
審査料	商学研究科	15,000円
入学金	商学研究科	50,000円
受講料	商学研究科	218,000円

\* 本学卒業生の入学金は免除

\* 第2期以降入学者の場合、受講料については、半額とする。

(2) 委託生

区分	研究科	金額
検定料	商学研究科	30,000円
入学金	商学研究科	50,000円
受講料	商学研究科	1単位 8,000円

\* 本学卒業生の入学金は免除

\* 第2期以降入学者の場合、受講料については、半額とする。

(3) 特別科目等履修生

区分	研究科	金額
検定料	商学研究科	30,000円
入学金	商学研究科	50,000円
受講料	商学研究科	1単位 8,000円

\* 本学卒業生の検定料及び入学金は免除

\* 第2期以降入学者の場合、受講料については、半額とする。

(4) 一般科目等履修生

区分	研究科	金額
検定料	商学研究科	30,000円
入学金	商学研究科	50,000円
受講料	商学研究科	1単位 8,000円

\* 本学卒業生の検定料及び入学金は免除

\* 第2期以降入学者の場合、受講料については、半額とする。

# 北海商科大学学位規則

(授与する学位)

第1条 北海商科大学(以下「本学」という。)が授与する学位は、次のとおりとする。

商学部	商学科	学士(商学)	
	観光産業学科	学士(商学)	
商学研究科	ビジネス専攻	修士(商学)	博士(商学)

(学位の授与の要件)

第2条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

- 2 修士の学位は、本学の大学院(以下「本大学院」という。)の修士課程を修了した者に授与する。
- 3 博士の学位は、本大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。
- 4 前項の規定にかかわらず、博士の学位は、本大学院博士後期課程を修了しない者であっても、博士論文を提出して、その審査に合格し、かつ、その関係専攻分野に関し本大学院博士後期課程修了者と同等以上の学力を有することを試験により確認された場合には、授与することができる。
- 5 本大学院の博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、再入学せずに論文を提出するときは、前項の規定によるものとする。ただし、退学したときから3年以内に提出する場合に限り、審査手数料の納入を免除する。

(論文の提出)

第3条 修士論文は、在学第2年次以降において、指定する期間内に、研究科長に提出しなければならない。

- 2 博士論文は、在学第3年次以降において指定する期間内に、研究科長に提出しなければならない。
- 3 前条第4項の規定により博士の学位の授与を申請する者は、所定の博士学位申請書、研究業績一覧表、博士論文の要旨、履歴書及び別に定める審査手数料を添えて、博士論文を研究科長に提出しなければならない。
- 4 提出する論文は1編とし、正副3通を提出するものとする。
- 5 提出した論文及び納入した審査手数料は、返還しない。

(論文の審査及び試験)

第4条 修士論文の審査及び試験は、「学位規則」(昭和28年文部省令第9号)第3条に定めるところを基準として行うものとする。

- 2 博士論文の審査及び試験は、「学位規則」(昭和28年文部省令第9号)第4条に定めるところを基準として行うものとする。
- 3 論文の審査及び試験に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

(論文の審査)

第5条 修士論文及び博士論文の審査は、研究科の審査委員会が行う。

2 前項の審査委員会は、原則として、研究科委員会に所属する3人の委員をもって構成する。  
第2条第2項、第3項に定める学位論文の審査のための審査委員会には、学位申請者の指導教授を加えるものとする。

3 第2条第2項、第3項に定める学位論文の審査は、原則として在学期間内に終了するものとし、第2条第4項及び第5項に定める博士論文の審査は、その提出から1年以内に終了するものとする。

(試験)

第6条 試験は、審査委員が筆記又は口頭で行う。

2 試験は、修士論文又は博士論文の内容を中心として行う。

3 第2条第4項に定める学力を確認するための試験は、博士論文の内容、関連する専攻分野の科目及び外国語について行う。ただし、学位申請者の経歴、研究上の業績から優れた学力が認められる場合は、関連する専攻分野の科目及び外国語についての試験を免除することができる。

(審査等の報告)

第7条 修士論文又は博士論文の審査及び試験が終了したときは、審査委員会は、その結果を、修士論文又は博士論文試験の要旨を記載した書面により、研究科委員会に報告しなければならない。

2 審査を終了した修士論文又は博士論文は、おおむね1週間、研究科委員会の委員に対して公開するものとする。

3 研究科長は、研究科委員会の委員に対し、修士論文又は博士論文の提出者の氏名、修士論文又は博士論文の題目、公開の期間及び場所その他必要な事項を、公開期間前7日までに書面をもって通知しなければならない。

(合格又は不合格の決定)

第8条 修士論文及び博士論文並びに試験の合格又は不合格は、研究科委員会において決定する。

2 前項の研究科委員会は、委員総数の3分の2以上の者が出席しなければ、開催することができない。

3 第1項の合格の決定は、研究科委員会の委員の出席者の3分の2以上の者が賛成することを必要とする。

(合格者の報告)

第9条 修士論文及び博士論文並びに試験の合格者が決定したときは、研究科長は、遅滞なく、その旨を学長に報告しなければならない。

2 前項の報告には、修士論文又は博士論文の審査及び試験の結果の要旨並びに履歴書2通を添付しなければならない。

(学位の授与及び学位記)

第10条 学長は、教授会の議を経て、本学学則第28条の定める単位を修得した者に、第1条に該当する学士の学位を授与する。

2 学長は、本大学院研究科委員会の議を経て、修士論文又は博士論文の審査及び試験の合格者に対し、第1条に該当する学位を授与する。

3 学位記は、別記様式のとおりとする。

(学位記の公表)

第 11 条 当研究科は、博士の学位を授与した日から 3 ヶ月以内に、その学位論文の内容の要旨及び審査の概要を公表するものとする。

2 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から 1 年以内に、その学位論文を印刷したうえ公表しなければならない。ただし、すでに印刷公表している場合は、この限りではない。

3 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむをえない理由がある場合には、研究科委員会の承認を得て、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。

4 第 2 項の規定により公表する場合には、当該論文に北海商科大学審査学位論文である旨を、前項の規定により公表する場合には、当該論文の要旨に北海商科大学審査学位論文の要旨である旨を明記しなければならない。

(学位の取消)

第 12 条 学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は、教授会又は研究科委員会の議を経て、授与した学位を取り消すものとする。

(1) 不正な方法により学位を受けた事実が判明したとき

(2) 学位を授与された者にその名誉を汚辱する行為があったとき

2 前項の規定により学位を取り消された者は、その学位記を本学に返さなければならない。

(規則の改正)

第 13 条 この規則の改正は、教授会又は研究科委員会の議を経て行う。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。



別紙様式

1 (本学を卒業した場合の卒業証書・学位記)

学第〇〇〇〇号	北海商科大学長 〇〇〇〇	年 月 日	授与する 認め学士(商学)の学位を	本学の所定の課程を修めて 本学を卒業したことを	年 月 日生	卒業証書・学位記
						印 氏名
	印					

2 (修士課程を修了した場合の学位記)

修第〇〇〇〇号	北海商科大学長 〇〇〇〇	年 月 日	学位を授与する	本学大学院商学研究科 ビジネス専攻の修士課程を 修了したので修士(商学)の	年 月 日生	学位記
						氏名
	印					

3 (博士後期課程を修了した場合の学位記)

学位記
氏名
年 月 日生
本学大学院商学研究科 ビジネス専攻の博士後期課程を 修了したので博士(商学)の 学位を授与する
年 月 日
北海商科大学長 ○○○○
博第○○○○号
印